

号	特別休暇を受ける特別の事情	特別休暇を受ける事ができる期間
18	妊娠中の女性職員が母子保健法第10条に規定する保健指導又は同法第13条に規定する健康診査を受ける場合	その都度必要と認める時間
19	妊娠中の女性職員が通勤に利用する交通機関(自動車を運転して通勤する場合にあっては、当該通勤の経路)の混雑の程度が母体又は胎児の健康保持に影響があると認められる場合	勤務時間の始め又は終わりにおいて、1日につき1時間の範囲内でそれぞれその都度必要と認める時間
20	配偶者の出産の場合	2日を超えない範囲内でその都度必要と認める期間
21	妊娠障害の場合	7日を超えない範囲内でその都度必要と認める日又は時間
22	男性職員の育児参加のための休暇 (配偶者の産前産後の期間内に出産に係る子又は上の子(小学校・義務教育学校就学前)の養育の場合)	当該期間内における5日の範囲内の期間(1日または1時間単位)
23	家族看護休暇(当該の子が12歳に達する年度の3月31日まで)	一の年において5日(中学校・義務教育学校後期課程就学の始期に達するまでの子を2人以上養育する場合は10日)の範囲内の期間
24	短期の介護休暇	一の年において5日(要介護者が2人以上の場合は10日)の範囲内の期間
25	結婚の場合	連続する7日を超えない範囲内でその都度必要と認める期間
26	忌引の場合 親族に応じて右表の日数欄に掲げる連続する日数 (葬儀のため遠隔の地に赴く場合にあっては、往復に要する日数を加えた日数)の範囲内でその都度必要と認める期間	(1) 配偶者 10日 (2) 血族 父母 7日 子 7日 祖父母 3日 孫 1日 兄弟姉妹 3日 おじ又はおば 1日 (3) 姻族 一親等の直系尊属 3日 (生計を一にしていた場合) 7日 同 卑属 1日 (生計を一にしていた場合) 5日 二親等の直系尊属・傍系者 1日 (生計を一にしていた場合) 3日 三親等の傍系尊属 1日
27	父母又は配偶者及び子の祭日	慣習上最小限必要と認める期間
28	夏期の休暇(6月～9月)	週休日、休日及び代休日を除いて原則として連続する4日
29	不妊治療を受ける場合 勤務時間が割り振られた日において治療(不妊に係る検査を含む)を行う必要があり、かつ、勤務時間外においては治療を受けられない場合に限る。	一の年において6日の範囲内の期間(1日又は1時間単位)